

令和9年度
高知県議会モバイル回線等使用契約
入 札 説 明 書

(内 訳)

- ・ 入札説明書
- ・ 要求仕様書
- ・ 契約書（案）
- ・ 入札心得

令和8年9月
高知県議会事務局

令和 8 年 9 月 14 日
高 知 県 議 会 事 務 局

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名称 令和 9 年度高知県議会モバイル回線等使用契約
- (2) 業務の内容等 別紙要求仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 13 年 4 月 30 日まで
- (4) 作業場所 高知県議会議事堂の指定する場所（高知県高知市）
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「令和 6～8 年度 競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成 7 年 12 月高知県告示第 638 号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 13 (1) の要領に従い参加に必要な書類を提出し、入札参加の資格が認められること。

3 入札及び開札

- (1) 競争入札参加者は、入札方法、条件、仕様書及び別添契約書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由

として異議を申し立てることはできない。

(2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20 高知県議会事務局議事課

TEL : 088-823-9536

E-mail : 210101@ken.pref.kochi.lg.jp

(3) 質疑事項

質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式1）」により令和8年9月16日（水）午後5時までに(2)の場所に電子メール（電話で着信を確認すること。）で提出すること。

なお、質疑書に対する回答は、令和8年9月18日（金）までに高知県議会事務局ホームページに掲載するものとする。

(4) 入札書の記載内容等

ア 別紙様式の入札書には、次に掲げる事項を記載すること。（「記入例①、②」参照）

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印

(エ) 入札金額

(オ) 契約件名又は対象

イ 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。

ウ 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札書の提出方法

持参により提出することとし、郵送、メール、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(6) の日時、場所において投函すること。

なお、代理人による入札の場合は事前に委任状を提出すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年10月5日（月）午前10時

高知市丸ノ内1-2-20 高知県議会議事堂3階1委員会室

※車で来る方は近隣の駐車場を利用すること。（県庁駐車場への駐車は厳禁）

(7) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

4 最低制限価格

設定しない

5 入札保証金

高知県契約規則（昭和 39 年規則第 12 号）第 9 条又は第 10 条の規定による。

6 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

7 開札の方法

開札は、3 の(6)の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札（合わせて 3 回の入札）を行う。

入札に必要なもの（委任状、印鑑等）を持参すること。

8 落札者の決定

(1) 高知県契約規則第 15 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 入札価格が予定価格を超える場合は、7 の要領で再度入札を行う。

(4) 再度入札（合わせて 3 回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

9 低入札価格調査制度

設定しない

10 契約保証金

高知県契約規則第 39 条又は第 40 条の規定による。

11 契約書の作成

要

12 契約条項

別添契約書（案）のとおり

13 本件入札に関して提出する書類

- （１）入札に参加する意思がある者は、次の書類を令和８年９月２５日（金）午後５時まで
に３の（２）の場所に提出し、入札に参加する資格があることの確認を受けなければなら
ない。入札者は高知県議会事務局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、そ
れに応じなければならない。なお、（イ）の書類は入札保証金及び契約保証金について
確認するものであり、入札参加資格の判断には影響しない。

（ア）入札参加意思確認書（様式２）

（イ）業務実績証明書（様式３）（令和６年９月～令和８年８月までの間）

国（公社を含む。）又は地方公共団体への同等程度（以上含む）の業務実績が確
認できること。（２件以上）

- （２）入札参加の資格の有無については、令和８年９月３０日（水）までに申請者に電子メ
ールにより通知する。（受領確認の返信を行うこと。）

- （３）入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成した
と判断される場合は、その入札書は無効となることがある。

14 その他

- （１）入札参加者及び契約の相手方が本件に関して要した費用は、全て当該入札参加者及び
当該契約の相手方が負担する。
- （２）搬入及び調整等使用可能な状態での引渡しを受けるための役務等に要する費用は契
約の相手方の負担とする。
- （３）落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」
に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受け
たとき又は同規程第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者に該当したときは、
当該落札者と契約を締結しないものとする。